

平成27年7月6日

第68回 神戸市個人情報保護審議会

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について

(こども家庭局)

神戸市参区第698号
平成27年7月6日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う
住民基本台帳データの提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部区政振興課

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う
住民基本台帳データ等の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

次の①②の児童にかかる下記の情報

- ① 出生時に神戸市に住民票をおいた平成27年1月1日～12月31日生まれの児童
- ② 平成27年1月1日～12月31日の間に兵庫県外からの転入(異動日)により神戸市に住民票をおいた平成27年1月1日～12月31日生まれの児童

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

住所(漢字)

氏名(漢字・カナ・アルファベット)

通称名(漢字・カナ)

宛名(漢字・アルファベット)

生年月日

転入前住所(漢字)

住民年月日

転出予定年月日

転確年月日

転確住所(漢字)

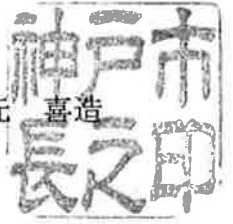
消除異動事由

消除日

神こここ第 2031 号
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う
対象者リストの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う
対象者リストの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

次の①②の児童にかかる下記の情報

- ① 出生時に神戸市に住民票をおいた平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日生まれの児童
- ② 平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間に兵庫県外からの転入（異動日）により神戸市に住民票をおいた平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日生まれの児童

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

住所（漢字）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

宛名（漢字・アルファベット）

生年月日

転入前住所（漢字）

住民年月日

転出予定年月日

転確年月日

転確住所（漢字）

消除異動事由

消除日

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について

1. 事業の内容

(1) 趣旨・概要

本事業は、兵庫県が国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）を活用し、県下市町の子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりに寄与するために、平成 27 年中に出生した児童がいる世帯に対し、兵庫県版ベビー用ギフトカタログ（以下、「カタログ」という。）を配布する事業である。

①対象者 平成 27 年中に出生した児童（平成 27 年中に兵庫県外から転入した者を含む）

②内 容 第 1 子、第 2 子：1 万円相当のカタログ
第 3 子以降：3 万円相当のカタログ

(2) 対象者の抽出方法

上記のカタログ配布の対象者を特定するため、平成 27 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに生まれた児童の情報を住民基本台帳システムから提供を受ける。

(3) カタログの配布の流れ

- ① 抽出した対象者リストに基づき、市より対象者宅に事業案内とカタログ申込書を送付する。
- ② 対象者の保護者は兵庫県に対し、対象者の出生順位に応じたカタログを申し込む。（第 3 子以降は住民票の写しなどの挙証書類が必要）
- ③ 兵庫県は審査の上、委託事業者を通じて対象者宅等へカタログを郵送する。

(4) カタログ申込書の送付管理、問い合わせ対応等

- ① カタログ申込書の送付管理は、対象者リストを PC 統合管理システムの端末機（インターネットに接続なし）にて送付状況を入力し管理する。
- ② 申込書の送付に関する問い合わせ対応は市において行い、カタログ配布に関する問い合わせは兵庫県が行う。

(5) 事業計画（予定）

平成 27 年 7 月中旬～	対象者抽出
8 月～2 月上旬	事業案内およびカタログ申込書の送付開始

(6) 提供件数

対象者数 約 13,500 人（出生 12,500 人、転入 1,000 人）

(7) 効果

平成 27 年中に出生した児童を対象としていることから、住民基本台帳情報を利用し、対象となる世帯に直接個別に案内することにより、確実に事業の周知を図ることができ、経済的負担の軽減等市民サービスの向上につながる。

2. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

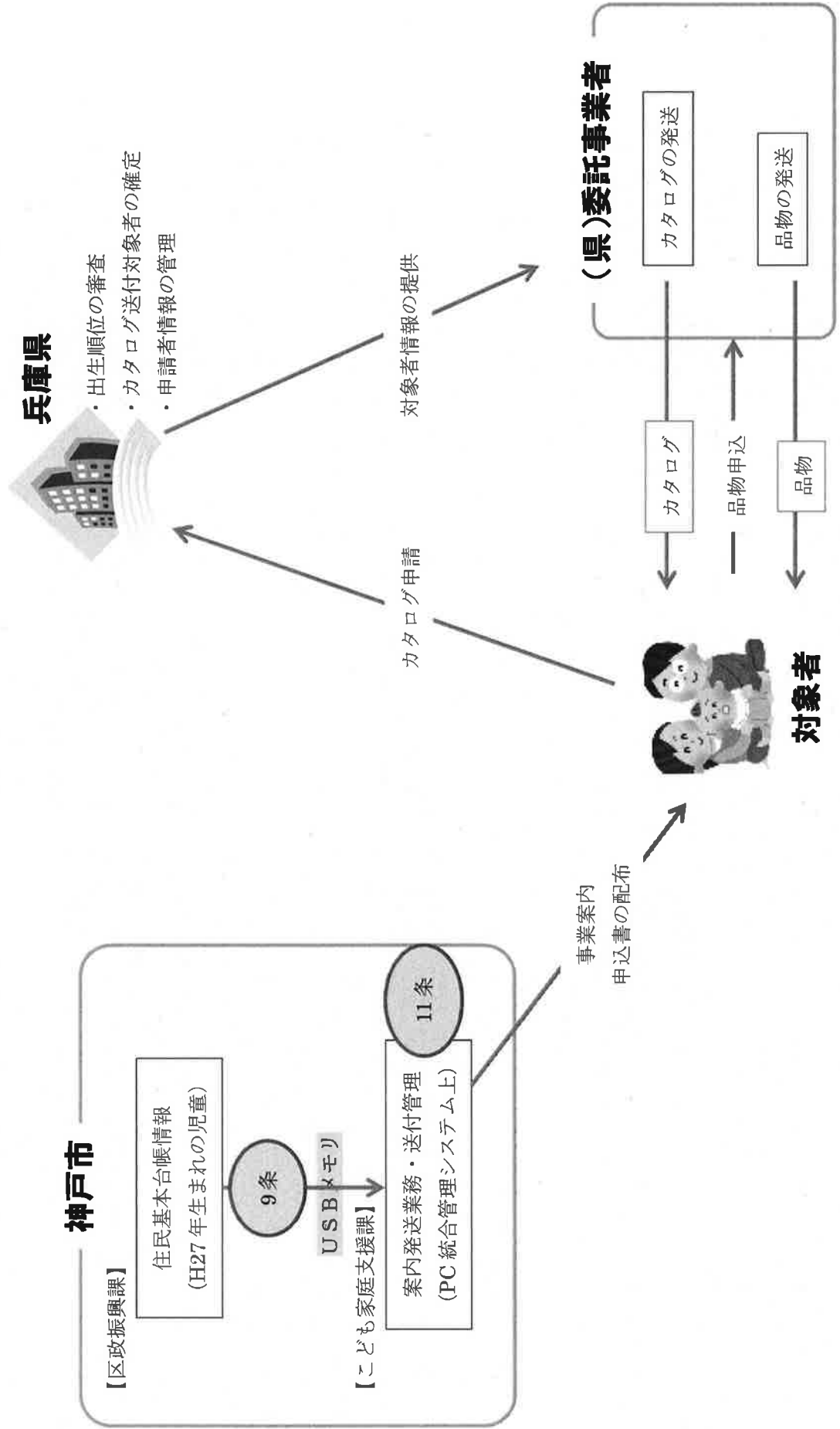
(1) システム上の保護

- ア PC 統合管理システムの端末機を企画調整局情報化推進部から貸与を受け、データ処理は当該端末のみで行う。なお、当該端末は、当該業務におけるデータ処理以外の用途で使用しない。
- イ 当該端末については、職員証及びパスワードによる個人認証、ウィルス対策ソフトの常駐、操作ログの記録、ハードディスクの暗号化といったセキュリティ対策を実施する。
- ウ 当該端末は、ウィルス対策ソフトの定義ファイルの更新や、インストールソフトのアップデート以外の用途では、メールの送受信を含むネットワーク接続を一切行わない。

(2) 運用上の保護

- ア PC 統合管理システムの端末機の認証に関するパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- イ 区政振興課から電子記録媒体（USB メモリ）により提供を受けた住民基本台帳情報については、端末機のハードディスクにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、当該パスワードは定期的に変更する。
- ウ 提供課からのデータの受領に当たっては、データを記録した電子記録媒体（USB メモリ）のファイルにパスワードを設定したうえで、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- エ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば速やかにデータを消去し、記録の内容を復元できない状態にする。
- オ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

兵庫県乳児子育て支援事業の実施に伴う
住民基本台帳データの利用と電子計算機処理について



(平成27年1~12月生
まれの児童のいる世帯)